

みんなでつくりもう！自治基本条例

越谷市自治基本条例審議会において

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました

市では、自治のあり方の基本的事項を定める自治基本条例制定のため、昨年の4月に越谷市自治基本条例審議会を設置しました。審議会では、条例について白紙の状態から検討し、このほど「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました。

今号では、素案の内容についてお知らせし、ご意見を募集します。

問合せ

企画課 0963-9112

「(仮称)越谷市自治基本条例」素案 (11ページから紹介)へのご意見を募集します

審議会では、条例の内容を検討する部会や審議会の進め方に関する会議など、71回の会議が開催されています。これまでの懇談会などでお寄せいただいたご意見を踏まえ、「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりましたので、皆さんのご意見を募集します。



送付方法

2月15日(日)（必着）までに、メールまたはファックス・郵送などで企画課へお送りいただくか、情報公開センター（本庁舎1階）・男女共同参画支援センター・地区センターに備え付けの意見箱へ（様式は自由）。なお、お寄せいただいたご意見等に対する個別の回答はいたしません。

送付先

企画課 (0963-9112) FAX 0963-9112

028、メール 10021100@city.koshigaya.saitama.jp

「(仮称)越谷市自治基本条例」骨子案へのご意見ありがとうございました

平成20年8月下旬～10月上旬に各地区センターでの地区懇談会および自治会連合会、NPOなど各種団体（177団体）との懇談会が25回行われ、540人の参加がありました。地区や各種団体との懇談会では427件のご意見・ご質問と220件のアンケートの回答をいただき、同時期に行なった意見公募手続（パブリックコメント）では、4人の方から10件のご意見をいただきました。その中から主なご意見を紹介します。

ご意見等

- 自治基本条例を、越谷市らしく、特徴あるものにしてほしい。越谷市の自治基本条例の目玉を考えてほしい。
- 条例の実効性を確保してほしい。
- 市民にとってわかりやすい条例にしてほしい。
- 市民の「健康」に関する項目が欠けている。「安心・安全」だけでなく、「安心・安全・健康」としてほしい。
- 自然環境の保全や福祉、教育、文化など、将来のまちづくりにつながるものを探り込んでほしい。
- 自治会の加入率が低くなっている。地域コミュニティ組織の活動を活発にする工夫について盛り込んでほしい。
- 市民同士の連携、コミュニティづくりやそのあり方について検討してほしい。
- スポーツ・レクリエーションへの取り組みについてしっかりと位置づけしてほしい。

*お寄せいただいたご意見等を踏まえ審議会では素案を作成しました

一 ロ メ モ
地方分権の進展と少子高齢化などの社会環境の変化に対応するため、新しい「まちづくり」のルールが必要になっています。

なぜ自治基本条例が必要かご存じですか？

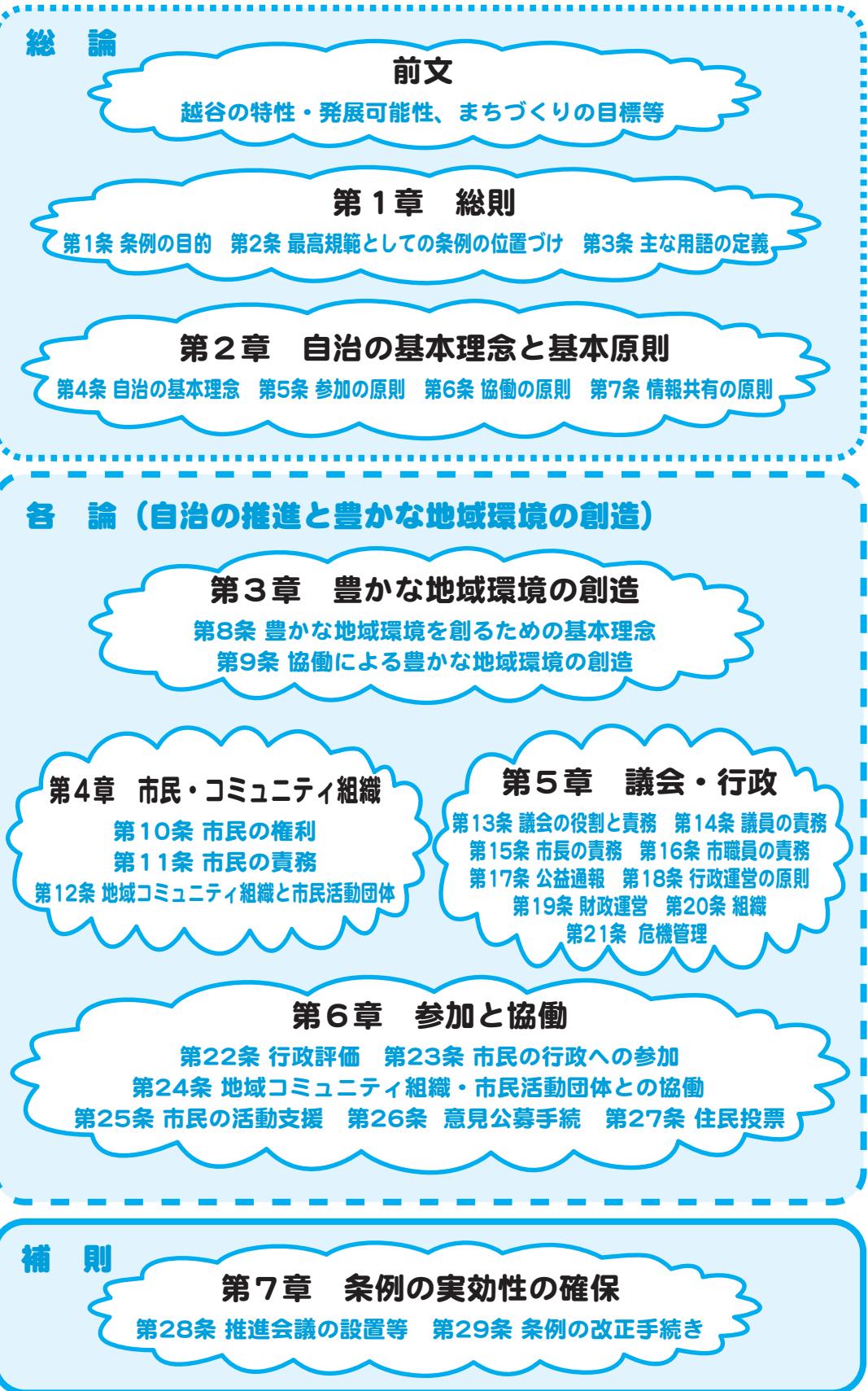


ホンチョ君

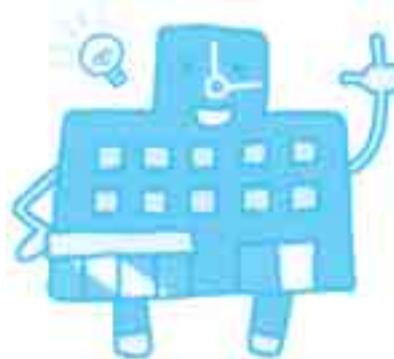
「(仮称)越谷市自治基本条例」素案がまとまりました

素案では、住みよい自治のまちを実現するため、「自治の推進」(まちづくりのルール)と「豊かな地域環境の創造」(まちのあるべき姿)について明確にしています。

このページでは
条例の構造図を
お知らせします！



大きく7章に分
れて、全部で29条



このページでは各章の内容を解説します

1. 全体の構成

この条例は、前文のほか、7つの章から構成されています。第1章と第2章では、条例の目的や位置づけ、理念、原則などの基本的な事柄を総論的に述べています。第3章から第6章までは、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図るための考え方や仕組みについて各論的に述べています。このほか、条例の実効性の確保について第7章で述べています。

2. 章別の解説

【前文】

この条例の目的として、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図ることによって住みよい自治のまちを実現することを明らかにしています。また、この条例を市政運営の最高規範（すべての条例や計画等の基本となること）として位置づけているほか、条例で使用する主な用語について、その定義を明らかにしています。

【第1章 総則（第1条～第3条）】

この条例の目的として、「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図ることによって住みよい自治のまちを実現することを明らかにしています。また、この条例を市政運営の最高規範（すべての条例や計画等の基本となること）として位置づけているほか、条例で使用する主な用語について、その定義を明らかにしています。

【第2章 自治の基本理念と基本原則（第4条～第7条）】

人間尊重（一人一人が人間として尊重されること）や市民主権（市民が主役となつてまちづくりをすすめること）を基本に自治のまちづくりに取り組むことを

「（仮称）越谷市自治基本条例」素案

目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）
第2章 自治の基本理念と基本原則（第4条～第7条）
第3章 豊かな地域環境の創造（第8条～第9条）
第4章 市民・コミュニティ組織（第10条～第12条）
第5章 議会・行政（第13条～第21条）
第6章 参加と協働（第22条～第27条）
第7章 条例の実効性の確保（第28条～第29条）

前文

わたしたちのまち越谷市は、古くは日光道中の宿場町として栄えた歴史と文化の香り高いまちです。市となつてから半世紀余、都市化が進み、埼玉県東南部地域の中核的な都市として発展してきましたが、現在も首都近郊にあって貴重な農地が残る、水と緑の豊かなまちです。

わたしたちは、今後も、先人が残した土の香りと人の温もりを感じる風土を受け継ぎながら、自然と都会の良さが調和した持続発展性のある都市、すべての市民が人間として尊重され、人の和が大切にされる人間性豊かな都市として成長していくことを期待しています。

今日の地方分権の進展や社会環境の大きな変化の中で、今、わたしたちは、市民としてまちづくりに参加する喜びが実感でき、それぞれの思いがまちづくりにつながるよう

な参加と協働による自治のまちづくりに取り組み、それと一緒に成長するための自治力の向上に努めます。そして、水と緑と太陽に恵まれ、人々のふれあいと連帯の中で、平和で安全・安心・快適に、しかも楽しくいきいきと幸せに暮すことができる豊かな地域環境の創造に取り組み、住みよいまちづくりを実現するため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

自治の基本理念としています。また、①市民参加の推進、②協働の推進、③まちづくりに必要な情報の共有を自治の基本原則として掲げています。

【第3章 豊かな地域環境の創造（第8条～第9条）】

人と人とのつながりを大切にし、協働によって自然、生活、歴史・文化、スポーツ・レクリエーション、産業のそれぞれの分野で豊かな地域環境を創造し、誰もが安心し、楽しく生活していくまちを目指すことを明らかにしています。“越谷らしさ”について述べた、この条例の大きな特色となる章です。

【第4章 市民・コミュニティ組織（第10条～第12条）】

市政に参加する権利、情報を知る権利、公平に行政サービスを受ける権利、子どもの権利など、市民の権利について明らかにするほか、市民相互の人権の尊重、地域での交流、まちづくりへの参加などの義務（責任を果たすこと）が望ましいこと）を明らかにしています。また、自治を推進するうえで大きな役割を担う地域「コミュニティ組織と市民活動団体の役割として、地域や社会の課題解決に取り組むことを明らかにしています。

【第5章 議会・行政（第13条～第21条）】

議会について、政策立案機能の向上や開かれた議会運営のほか、市民の代表である議員の責務について明らかにしています。また、市長について、市の代表者として公正、誠実な市政の執行と、効率的で効果的な行政運営を行つことなどを責務として明らかにしています。さらに、市職員について、法令等の遵守と能力の向上を責務としているほか、公益の損失を防止するための通報義務について明らかにしています。

【第6章 参加と協働（第22条～第27条）】

市民のまちづくりへの参加のきっかけとなる行政評価について明らかにしています。また、市民の参加、協働の仕組み、市民の主体的な公共活動への支援についての基本的な考え方を明らかにしています。さらに、意見公募手続（パブリックコメント）と住民が市政に直接参加する究極の仕組みとも言える住民投票について明らかにしています。

住民投票の請求については、その対象を「市内に住所を有する年齢満18歳以上の者」としています。市の将来を左右する重要事項について、若い世代を含めた幅広い住民を対象とした住民投票を目指す、越谷市独自の制度です。

そして、行政運営の原則として、①公正かつ公平な視点に立った効率的で透明性のある行政運営、②市民ニーズの把握に基づく行政サービスの向上、③分かりやすい情報提供、④政策や施策の立案から評価のそれまでの過程における説明責任、⑤自らの責任による法令等の自主解釈、⑥国や県、他の自治体との連携・協力を掲げるほか、財政運営や組織のあり方、災害等における危機管理についても基本的な考え方を明らかにしています。

【第7章 条例の実効性の確保（第28条～第29条）】

自治の推進を図るため、市長の附属機関として自治基本条例推進会議を設置するとともに、この条例の改正にあたっては推進会議の意見を尊重することを明らかにしています。

住民投票の請求については、その対象を「市内に住所を有する年齢満18歳以上の者」としています。市の将来を左右する重要事項について、若い世代を含めた幅広い住民を対象とした住民投票を目指す、越谷市独自の制度です。

市は、市の政策や施策の立案、実施および評価そのものとおりです。

この条例の趣旨にそつて整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

素案は、市ホームページ・情報公開センター（本庁舎1階）・地区センター・男女共同参画支援センターでもご覧いただけます。

第2章 自治の基本理念と基本原則（自治の基本理念）

第4条 市民および市は、市民一人一人が人間として尊重され、まちづくりの主体であることを基本に、自治のまちづくりに取り組みます。

（参加の原則）

市は、市の政策や施策の立案、実施および評価そのものとおりです。

（協働の原則）

市民および市は、協働を基本とした市政の運営に努めます。

（情報共有の原則）

市民および市は、まちづくりに取り組むうえで必要な市政に関する情報を共有します。

（協働による豊かな地域環境の創造）

市民および市は、自然環境の保護、保全および創出に努めるとともに、人と自然との共生を図り、すべての人が快適で健やかに生活していくまちづくりをします。

市民および市は、市民が主体的にかかわりあい、助けあい、学びあいながらいきと生活し、未来にわたって豊かな人間関係と、安全で安心な生活環境を受け継いでいるまちづくりをすすめます。



目次

前文

第1章 総則（第1条～第3条）

第1章 総則（条例の目的）

この条例は、越谷市における自治のまちづくりの基本理念、目標および市政運営の基本的ルールおよび仕組み等、市政に関する基本的事項を定めることにより、

「自治の推進」と「豊かな地域環境の創造」を図り、住みよい自治のまちの実現に寄与することを目的とします。

（最高規範としての条例の位置づけ）

この条例は、市が定める条例、規則等の最上位に位置する市政運営の最高規範であり、市の条例、規則等の解釈運用ならびに「基本構想」等の諸計画の策定および施策の施行などのすべてにおいて、その拠り所になります。

この条例の制定に伴い、既存の他の条例、規則等はこの条例の趣旨にそつて整合が図られるとともに、新たに条例、規則等を制定または改廃する際には、この条例の内容を十分踏まえるなど、全体として体系化を図ります。

（主な用語の定義）

この条例において、次に掲げる用語の定義は以下のとおりです。

(1) まちづくり 市民生活の様々な分野における市民および市が関わるすべての公共活動および取り組みをいいます。

(2) 市民 市内において、住み、働き、学び、または活動する個人や団体をいいます。

(3) 市 民の信託を受けてまちづくりを行う市議会および市長その他の執行機関をいいます。

(4) 行政 市長その他の執行機関をいいます。

前文

わたしたちは、市民一人一人が自分たちのまちとして心から愛し、誇れるような魅力と活力のある「参加と協働の自立都市 越谷」を目指し、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

わたしたちは、市民一人一人が自分たちのまちとして心から愛し、誇れるような魅力と活力のある「参加と協働の自立都市 越谷」を目指し、自治のまちづくりのさらなる推進を図るため、ここに、市政運営の最高規範となるこの条例を制定します。

3 市民および市は、越谷の歴史、伝統を大切にするとともに、スポーツ・レクリエーション活動を楽しみながら、市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。

4 市民および市は、産業の発展と地域環境との調和を図り、持続可能で誰もが働きやすいまちづくりをすすめます。市民が主体的に新たな文化を育成する、健康で心豊かなまちづくりをすすめます。

第4章 市民・コミュニティ組織 (市民の権利)

第10条 市民は、主権者として意見を述べ、活動する等市政に参加する権利があります。

2 市民は、市が保有する情報を知る権利があります。

3 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。

4 子どもは、市民として尊重され、年齢に応じて市政に参加する権利があります。

5 市民は、お互いの権利、意見および行動を尊重し、地域の交流を深めるよう努めます。

6 市民は、積極的にまちづくりに参加し、自治を推進します。

7 市民は、年齢に応じて市政に参加する権利があります。

8 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。

9 市民は、安全で安心な生活を営むため、各種の行政サービスを公平に受ける権利があります。

まちづくり(自治)の主役である市民の権利、義務について書いてあります

第5章 議会・行政

(議会の役割と責務)

第13条 議会は、市民の意見を代弁する合議制の機関であり、行政運営に関する監視および評価の充実を図り、公益の実現に努めます。

2 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法おおよび政策立案機能の向上に努めます。

3 議会は、その活動に関する情報を市民に提供して、開かれた議会運営に努めます。

4 議会は、自らの権限や責務に関する基本的な条例を定め、市民に対し、議会の役割とそのあり方を明確にするよう努めます。

5 議会は、市民の意見を積極的に反映させるために、立法おおよび政策立案機能の向上に努めます。

6 議会は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。

7 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

8 議員は、市民の意見を尊重しながら、審議および政策立案の活動に努めます。

9 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

10 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

11 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

12 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

13 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

14 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

15 議員は、議会における活動に関する情報を市民に提供して、分かりやすく説明するよう努めます。

(議員の責務)

第14条 議員は、市民の代表として、市民の意見を積極的に把握して、市政に反映させるよう努めます。

6 行政は、国や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。

7 行政は、必要に応じて国や県に対して財源移譲を図ることにより、財政基盤の強化に努めます。

8 行政は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

9 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

10 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

11 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

12 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

13 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

14 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

15 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

16 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

17 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

18 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

19 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

20 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

21 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

22 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

23 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

24 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

25 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

る市民の信頼を損なう行為、または、公益に反するおそれがある事實を知った場合は、その行為または事實を通報しなければなりません。

行政運営の原則

第18条 行政は、公正で公平な視点に立つて、効率的で透明性のある行政運営を推進します。

2 行政は、多様な市民の要望を把握し、行政サービスの向上につなげ、市民福祉の増進に努めます。

3 行政は、市政情報を市民に提供するにあたっては、情報報を市民に分かりやすく、広くいきわたるよう努めます。

4 行政は、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、その経過、内容、効果および手続等を市民に分かりやすく説明します。

5 行政は、市の課題や市民の要望に対応するため、自らの責任において法令等を解釈するとともに、その根拠を市民に示します。

6 行政は、國や県、他の自治体と対等な立場で連携を図り、協力して自治の推進に努めます。

7 行政は、必要に応じて国や県に対して財源移譲を図ることにより、財政基盤の強化に努めます。

8 行政は、長期的な展望に立って財政計画を策定し、「基本構想」をはじめとする重要な計画および行政評価等の結果を基に予算編成するとともに、計画的で健全な財政運営に努めます。

9 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

10 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

11 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

12 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

13 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

14 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

15 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

16 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

17 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

18 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

19 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

20 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

21 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

22 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

23 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

24 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

25 行政は、予算編成、予算執行および決算等の財政状況に関連する十分な情報を市民に分かりやすく公表します。

(危機管理)

第21条 行政は、市民の生命、身体および財産に重大な被害が生じ、または生じるおそれがある事態等に的確に対応するための体制を整備し、市民生活の安全性の確保に努めなければなりません。

2 市民は、災害等の発生時に自らの安全確保を図ることも、近隣同士で助け合えるように日常的な交流を通じて、相互の信頼関係を築くことに努めます。

3 行政は、前項の評価を実施した場合には、その結果を市民に分かりやすく公表し、市政に反映させます。

4 市民の行政への参加

第23条 行政は、市民の参加を保障するため、政策や施策の立案から実施、評価のそれぞれの過程において、多様な参加が可能な制度の整備に努めます。

2 行政は、審議会等の附属機関およびこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。

3 行政は、前項の市民公募を行うにあたっては、障がい等により自らの意思を伝えることが困難な市民の参加が可能になるよう努めます。

4 行政は、審議会等の附属機関およびこれに類するものの委員には、市民公募の委員を加えるよう努めます。

5 行政は、地域コミュニティ組織・市民活動団体との協働

第24条 行政は、地域コミュニティ組織や市民活動団体との協働を推進します。

2 行政は、地域における多様なつながりを基礎とした自立的な団体、組織および集団の役割を認識し、これを尊重・支援します。

6 市民の活動支援

第25条 行政は、市民による主体的な公共活動に対し、その自主性を尊重したうえで、活動促進のための支援に努めます。

4 市長は、この条例の改正にあたっては、推進会議の意見を尊重します。

5 市長は、この条例の改正にあたっては、推進会議の意見を尊重します。

6 市長は、この条例の改正にあたっては、推進会議の意見を尊重します。

(行政評価)

第26条 行政は、行政評価の仕組みについて書いてあります

行政への参加や公共を担う仕組みについて書いてあります

(議員の責務)

第27条 議員は、議員の責務について書いてあります

議員の責務について書いてあります

議員の責務について書いてあります

議員の責務について書いてあります

議員の責務について書いてあります

議員の責務について書いてあります